

住みよい地域は生活改善から



生活改善運動は、生活の合理化・古き因習の打破など、よりよい社会の形成と、豊かな文化生活を営むことを目的に行われてまいりました。この運動は、生活の中の無駄をなくし、明るく住みよい文化的な生活づくりに貢献してきました。

小諸市公民館でも機会あるごとに「生活改善の推進」をお願いしていますが、平成22年度より**新盆見舞いの簡素化**を全地域で推進しています。

生活改善の趣旨をご理解いただき、**明るく住みよい地域**となりますよう皆様のご協力をお願いいたします。



生活改善申し合わせ事項から

1 婚儀について

- (1)会費又は祝儀は5,000円以内とする。
- (2)披露宴は簡素に行い、引き出物を出さない。
- (3)招待者は新郎・新婦を中心に、できるだけ少なくする。

5 法要について

- (1)新盆の見舞金は持たない。見舞者に記帳していただき謝意を表わす。(平成22年度より全地区で取り組んでいます。)
- (2)法事等は簡素にし、引き出物を出さない。

2 祝い事について

- (1)出産・お七夜・初節句・誕生・入学等の祝儀は1,000円以内で、お返しはしない。

6 時間を守る

- (1)会合・行事及び儀式など開始時間は定刻に始める。
- (2)主催者側は集まりやすい開始時刻を定めるとともに終了時刻も通知する。
- (3)やむを得ず遅刻・欠席する場合は、必ずその旨を前もって連絡する。

3 病気見舞いについて

- (1)お見舞いは1,000円以内とする。
- (2)全快の挨拶は言葉又は、「はがき」で謝意を表わす。「はがき」は公民館に用意してあります。1枚10円



4 葬儀について

- (1)香典は、1,000円以内とする。
- (2)香典返しはしない。
- (3)葬儀の際のお見舞金はやめる。
- (4)花輪・生花・供物等は自粛する。
- (5)灰寄せは近親者を中心にして簡素に行う。
- (6)参列者には昼食は出さない。



7 招待等の通知

- (1)冠婚葬祭の案内状には、生活改善の趣旨を印刷する。

平成11年7月

佐久地域2市2郡生活改善委員会
(小諸市・佐久市・南佐久郡・北佐久郡)

※生活改善に関するご意見は、小諸市公民館までお寄せください。
電話 23-8880

アクセス方法

【小諸市 公式サイト】
↓
お役立ちコーナー（中段左）の
【各種様式ダウンロード】
↓
【市民・一般】
↓
【新盆見舞いは生活改善で
行いましょう。】

また、小諸市公式サイトからダウンロード・印刷していただくこともできます。アクセス方法をご覧のうえ、こちらもご利用ください。

新盆見舞い申し合わせ事項

- 一 ご記帳のみいただき、新盆の見舞い金はご遠慮いたします。
- 二 お返しは致しません。

小諸市生活改善委員会

新盆見舞いについて

小諸市公民館（小諸市文化センター内）では、左記の「新盆見舞い申し合わせ事項」の張り紙を用意しております。「区名」を付けて印刷することもできますので、ご利用になられる方は、小諸市文化センターまでお越しください。（小諸市役所 市民課でも受取可能）